

「ゆたかネット取扱規定の改正と取引報告書等の郵送サービスの終了【重要】」

1 ゆたかネットサービスをご利用いただいているお客様への利便性を一層向上して迅速確実に同サービスをご提供する為に、この度ゆたかネットの利用資格を新設し、ゆたかネット取扱規定を2に記載するとおり改正いたしました。

これに伴い、既に昨年来ホームページ上でお知らせしてまいりましたが、平成24年3月末日をもちまして、ゆたかネットサービスをご利用のお客様にご利用頂いている「取引報告書」「取引残高報告書」等の書面交付による郵送サービスが終了いたします。

2 ゆたかネット取扱規定の変更内容

ゆたかネット取扱規定に、次の2条3項、15条3項、および改正附則 第1条を新設いたしました。なお、改正後の規定はゆたかネットの重要なお知らせに掲載した「ゆたかネット取扱規定」をご参照下さい。

(新設された条項)

第2条3項「本システムの利用資格は、当社の「ゆたかネットサービス」にアクセスできる利用環境が整っており、電子交付サービスをご利用いただくお客様に限ります。」

第15条3号「利用資格を喪失した場合」

改正附則

第1条「平成24年3月31日まで第2条3項及び15条3項の適用を猶予します。」

3 ゆたかネット取扱規定の変更に伴い、ゆたかネットサービスを本年4月1日以降、継続してご利用頂くためには「取引報告書等の書面の電磁的方法による交付等取扱規定(インターネット取引用)」に定める電子交付サービスにお申し込みいただく必要がありますので、本年3月31日までに、必ずゆたかネットから電子交付サービスをお申し込み下さい。なお、電子交付サービスの対象となる書類は下記の通りです。また規定の内容はゆたかネットの重要なお知らせに掲載した「電子交付サービスの取扱規定」をご参照下さい。

記

取引報告書(ただし、中期国債ファンドおよびMMFは対象外となります)

取引残高報告書

同意書(再担保同意書)

契約締結前交付書面

上場有価証券等書面

目論見書

目論見書補完書面

4 本年3月31日迄に電子交付サービスにお申込み頂けないお客様につきましては、ゆたかネット取扱規定2条3項・16条に基づき、取引口座のご利用を一旦、停止させていただきます。利用停止とさせていただいた場合、平成24年4月1日以降は新規の注文はゆたかネットを利用して受け付けることはできなくなりますが、電子交付サービスの利用申し込みを頂ければ、ゆたかネットによる取引口座を再開いたします。

なお、電子交付サービスにお申込み頂けないお客様については、ゆたかネット取扱規定第15条3号に基づき、ゆたかネット取引の利用申し込みを解除させて頂くこととなります。解除となった場合は、お客様自身で速やかに決済を行い、ご精算頂くこととなりますのでご注意ください。

5 本件のお知らせに関する照会は、当社フリーダイヤル0120-851-099（受付時間8時～18時）または、メール info@yutaka-sec.co.jp へお願いいたします。